

議案第 95 号

北本市地域子育て支援センター設置及び管理条例の制定について

北本市地域子育て支援センター設置及び管理条例を次のように制定する。

平成 25 年 11 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市地域子育て支援センター設置及び管理条例

(目的及び設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 4 条第 1 項に規定する乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）の健全な育成に資するため、北本市地域子育て支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北本市子育て支援センター	北本市本宿 7 丁目 80 番地 1
北本市北本駅子育て支援センター	北本市中央 2 丁目 172 番地

(指定管理者による管理)

第 3 条 センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業に関する業務
- (2) 北本市子育て支援センターの施設の利用の許可に関する業務
- (3) センターの施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務  
（指定管理者の募集）

第5条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) センターの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) センターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書によりセンターの効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適

正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) センターの管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用者の範囲)

第11条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 保護者が同伴する乳幼児
- (2) 乳幼児の健全な育成を目的として活動している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(休館日)

第12条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、センターの管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（開館時間）

第13条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（知識経験者）

第14条 指定管理者は、センターに育児及び保育に関する知識経験を有する者を置かなければならない。

（個人情報の適正管理）

第15条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

（利用の許可）

第16条 北本市子育て支援センターの会議室又は子育て支援室（以下「会議室等」という。）を利用することができる者は、第11条第2号に掲げる者であって、子育てに関する講座、研修、会議その他の子育て支援活動を行うものとする。

2 前項に規定する者は、会議室等を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

(1) センターの業務上又は管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的に反すると認められるとき。

4 指定管理者は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第17条 前条第2項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(造作等の制限)

第18条 利用権利者は、利用のためセンターの施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第19条 指定管理者は、センターの利用者の遵守事項を定め、センターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適当な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第20条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第16条第4項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第17条の規定に違反したとき。
- (3) 第18条の規定による制限を守らないとき。
- (4) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用権利者は、センターの施設等の利用を終わったときは、速やか

に当該施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。  
(損害賠償)

第22条 指定管理者又はセンターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第23条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第24条 センターの利用者は、センター内において物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。

(使用料)

第25条 センターの使用料は、無料とする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第4条から第7条までの規定の例により行うことができる。

(北本市市民交流プラザ設置及び管理条例の一部改正)

3 北本市市民交流プラザ設置及び管理条例(平成14年条例第11号)の一部を次のように改める。

第1条中「市民福祉及び」を削る。

第2条第2項及び第3条を削る。

第4条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同条を第3条とする。

第5条第1項を削り、同条第2項中「多目的ルーム」を「市民交流プラザ」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用時間)

第5条 市民交流プラザの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、管理上必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条及び第9条を削る。

第10条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第7条とする。

第11条から第13条までを3条ずつ繰り上げる。

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 第7条第3項の規定による条件に違反したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

第14条第1項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第9条の規定による制限を守らないとき。

(4) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

第14条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第11条とする。

第15条を第12条とし、第16条から第19条までを3条ずつ繰り上げる。

第20条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第17条とする。

第 2 1 条を削り、第 2 2 条を第 1 8 条とする。

別表中「第 1 8 条関係」を「第 1 5 条関係」に、「市民交流プラザ基本使用料」を「多目的ルーム基本使用料」に改める。

議案第95号参考資料

北本市市民交流プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市地域子育て支援センター設置  
及び管理条例附則第3項関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（目的及び設置） 第1条 <u>市民福祉及び地域文化の向上に資するため、北本市市民交流プラザ（以下「市民交流プラザ」という。）を設置する。</u></p> <p>（名称及び位置） 第2条 略 <u>2 市民交流プラザの施設は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 保育ステーション</u> <u>(2) 多目的ルーム</u></p> <p>（定義） <u>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 乳幼児 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条の乳児及び幼児をいう。</u> <u>(2) ステーション保育 法第39条第1項に規定する保</u></p>	<p>（目的及び設置） 第1条 地域文化の向上に資するため、北本市市民交流プラザ（以下「市民交流プラザ」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置） 第2条 略</p>

<p><u>育所のうち市が指定した保育所（以下「指定保育所」という。）への乳幼児の送迎及びこれに伴う保育をいう。</u></p> <p><u>(3) 子育て等支援 乳幼児及びその保護者、高齢者等の交流を図り、情報提供及び相談業務を行うことをいう。</u></p> <p>(事業)</p> <p><u>第4条</u> 市民交流プラザにおいて行う事業は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) ステーション保育事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 子育て等支援事業に関すること。</u></p> <p><u>(3) 多目的ルームの利用に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認めた業務に関すること。</u></p> <p>(休館日)</p> <p><u>第5条</u> 保育ステーションの休館日は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 日曜日</u></p> <p><u>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p><u>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）</u></p> <p><u>2 多目的ルームの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u></p> <p><u>3 市長は、特に必要と認めたときは、前2項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p>	<p>(事業)</p> <p><u>第3条</u> 市民交流プラザにおいて行う事業は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 多目的ルームの利用に関すること。</u></p> <p><u>(2) その他市長が必要と認めた業務に関すること。</u></p> <p>(休館日)</p> <p><u>第4条</u></p> <p><u>市民交流プラザの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u></p> <p><u>2 市長は、特に必要と認めたときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p>
--	---

(利用時間)

第6条 市民交流プラザの利用時間は、次のとおりとする。

<u>施設</u>	<u>利用時間</u>	
	<u>事業区分</u>	
<u>保育ステーション</u>	<u>ステーション保育事業</u>	午前7時から午前8時まで及び午後6時30分から午後8時まで。ただし、土曜日は、午前7時から午前8時まで及び午後3時20分から午後4時30分まで。
	<u>子育て等支援事業</u>	午前10時から午後4時30分まで。ただし、土曜日は事業を行わない。
<u>多目的ルーム</u>		午前9時から午後10時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、管理上必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用時間)

第5条 市民交流プラザの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、管理上必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

第7条 略

(保育ステーションの利用者の範囲)

第8条 保育ステーションを利用できる者は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1) ステーション保育事業

ア 法第24条第1項の規定により現に指定保育所において保育の実施を行っている者で、生後6月以上の健康なもの

イ 保護者が原則として電車通勤であり、保育時間内に指定保育所への送迎が困難な者

ウ 保護者が指定保育所の保育内容に協力できる者

(2) 子育て等支援事業

ア 乳幼児及びその保護者

イ 高齢者等（別に定める特定日に限る。）

(ステーション保育事業の利用の承認等)

第9条 ステーション保育事業を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 子育て等支援事業で保育ステーションを利用しようとする者は、入室する時に利用簿に必要事項を記入しなければならない。

第6条 略

(多目的ルームの利用の許可)

第10条 略

2 市長は、前項の利用が次の各号の一に該当する場合は、利用を許可しない。

(1)～(3) 略

3 略

第11条～第13条 略

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第14条 市長は、利用権利者が次の各号の一に該当するとき、又は多目的ルームの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第10条第3項の規定による条件又は第13条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

(3) 略

2 市は、利用権利者が前項各号の一に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(多目的ルームの利用の許可)

第7条 略

2 市長は、前項の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。

(1)～(3) 略

3 略

第8条～第10条 略

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第11条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は多目的ルームの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第3項の規定による条件に違反したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) 第9条の規定による制限を守らないとき。

(4) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

(5) 略

2 市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第15条～第19条 略

(使用料の還付)

第20条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1)・(2) 略

(費用の負担)

第21条 ステーション保育事業の利用者（以下この条において「保護者」という。）は、ステーション保育の実施に関する費用として乳幼児1人につき1日あたり500円を負担しなければならない。ただし、飲食物に係る費用及びステーション保育実施時間以後の児童の引取りに係る費用については、保護者は、当該費用を別に負担しなければならない。

第22条 略別表（第18条関係）市民交流プラザ基本使用料

略

第12条～第16条 略

(使用料の還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1)・(2) 略

第18条 略別表（第15条関係）多目的ルーム基本使用料

略

## 議案第95号参考資料

### 北本市地域子育て支援センター設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市地域子育て支援センター設置及び管理条例(平成25年条例第 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条に規定する申請書は、北本市地域子育て支援センター指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

2 条例第6条第2号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人の場合にあっては、次に掲げるものとする。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 市長が指定する事業年度における事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第6条第2号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人でない場合にあっては、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の設立を定めた規約その他これに類する書類
- (2) 市長が指定する事業年度における事業報告書及び収支計算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定による指定管理者の指定をしたときは、北本市地域子育て支援センター指定管理者指定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第4条 条例第8条第3号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 知識経験者の健康診断受診状況
- (2) 当該年度のセンターの利用に関するアンケートの集計結果

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(台帳)

第5条 センターを利用しようとする者は、指定管理者が定める台帳に必要な事項を記入しなければならない。

(会議室等の利用許可の申請)

第6条 条例第16条第2項の許可を受けようとする者は、北本市子育て支援センター会議室等利用許可申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北本市子育て支援センター会議室等利用許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(許可書の提示)

第7条 利用権利者は、会議室等の利用に当たっては、北本市子育て支援センター会議室等利用許可書を受付に提示し、指定管理者の指示に従わなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

北本市地域子育て支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

⑩

北本市地域子育て支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、北本市地域子育て支援センター設置及び管理条例第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

備考 代表者氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

様式第2号（第3条関係）

北本市地域子育て支援センター指定管理者指定通知書

第 号  
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けで申請のありました北本市地域子育て支援センターの指定管理者について、北本市地域子育て支援センター設置及び管理条例第7条の規定により指定する。

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第6条関係）

北本市子育て支援センター会議室等利用許可申請書

年 月 日

様

申請者

次のとおり北本市子育て支援センターの会議室等を利用したいので申請します。

利用目的	
利用施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 子育て支援室
利用日時	年      月      日 時      分から      時      分まで
利用予定 人 員	人
備 考	

※にレ点を記入してください

様式第4号（第6条関係）

北本市子育て支援センター会議室等利用許可書

第 号  
年 月 日

様

指定管理者

㊞

次のとおり北本市子育て支援センターの会議室等の利用を許可します。

利用目的	
利用施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 子育て支援室
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利用予定 人 員	人
備 考	